

知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態および支援の課題について—養護学校在籍生徒および卒業後支援生徒における社会的トラブルの特徴と支援の課題から

堀江まゆみ、平井威、原智彦、深井敏行、市村たづ子、  
小笠原まち子、大沼健司、春口明朗、鈴木加奈子、関哉直人

I. はじめに

知的障害・発達障害のある子どもや人たちの豊かで安全な地域生活の支援は、教育においても福祉においても重要な課題になってきている。そのためには、福祉サービスの充実と同時に、「安全な暮らし」の保障がなされなければならない。地域社会には事故や犯罪被害など一般市民にもなんらかのトラブル・リスクが存在する。知的障害のある子どもたちや人たちが狙われたり犯罪被害に巻き込まれてしまうことも少なくない。また、地域で暮らすということは、知的障害・発達障害のある子どもや人たちが近隣住民と接する機会が増えることであり、彼らの行動への無理解が近隣住民との小さなトラブルに発展してしまう場合も多い。こうした現状を背景にして、「知的障害・発達障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれずに安心して暮らせるための仕組み作り」について研究をしてきた。トラブルに巻き込まれている実態を明らかにし、その解決方法および被害にあった場合に早期に救済できる方法や未然に防ぐための予防的なアプローチについて検討を行ってきた。その結果、地域で起こる多くのトラブル解決を実際に解決し救済するには、親、福祉、教育関係者だけでは十分ではなく、むしろ、一般社会の中に存在する安全の社会資源や一般市民が有効に関与してくれることが重要であることに気づかされた。

こうした地域構造を目指して、各地で「安全ネット」が作られてきた。地域住民を巻き込んだゆるやかな権利擁護ネットワークである。親や教育・福祉関係者が中心になり、警察官や交通事業者など安全のための社会資源や一般市民の人々に対して、知的障害・発達障害のある人への社会的理解や協力を得る取り組みである。

そこで本研究報告では、知的障害・発達障害のある子ども・人たちの安全のための支援において、学校機関あるいは学校教育が果たす役割について考えることとした。第一には、養護学校や特殊学級に通う子どもたちが、在籍中にあるいは卒業後にどのような社会的トラブルに遭遇しているのか、および学校や親・教師がどのようなかわりをもってきたのか、その実態を明らかにすることを目的とした。その上で、地域生活の中で、犯罪被害にあわないために、あるいはトラブルに巻き込まれたとしても周囲に自分から相談し救済を求められるようになるためには、養護学校中学部・高等部においてどのような教育

あるいは支援をすべきであるかなど、今後の学校における教育や支援の課題を探るとした。

## Ⅱ. 目的

全国の養護学校中学部および高等部（一部、中学校特殊学校等を含む）の児童生徒が、在学中および卒業後に遭遇する社会的トラブルの実態について明らかにし、その解決や救済にあたり親や学校関係者および地域の関係機関がどのような関与や支援をおこなっていたかについて、その実態を明らかにする。このことを通して、今後、学校が果たすべき社会的トラブル支援およびそのために求められる教育内容やあり方とはなにかについて検討を行うことを目的とした。

## Ⅲ. 方法—調査手続きおよび分析

1. 調査対象；全国知的発達障害養護学校等573校および一部、近隣の中学校特殊学級に対し質問紙調査を行った。調査対象は主に中学部・高等部の児童生徒および卒業生とした。

2. 調査内容および回答者；質問紙調査は「地域社会における知的障害児・者の社会的トラブルに関する調査」とし、知的障害にある子どもが学校の登下校時等に生じるさまざまなトラブルや卒業後の地域生活で起こっている被害・加害の事実など、学校現場が直面している社会的トラブルについて調査した。対象としたトラブルの種類は社会的逸脱行動、家出、失踪、暴行、性的トラブル、恐喝・金銭トラブル、消費者トラブル、不審者、その他であった。

回答者は、各調査対象学校において上記の事態に対応してきた教員とし、過去3年間において関わったトラブル事例について質問した。

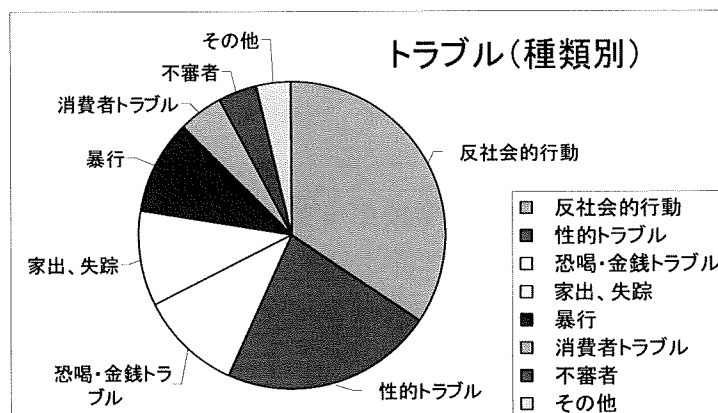
調査用紙は2種類の記入方法によった。シート1は「各学校における該当トラブル全体」を記入するものでシート内に複数の事例について概要が記入できた。シート2は「個々のトラブル事例」を記入するもので、トラブル内容やトラブル当事者の特徴、解決方法、課題について問うた。回答事例の抽出は調査記入者の判断によった。

### 3. 調査実施手続き

全国の養護学校に対し郵送により調査用紙の配布・回収を行った。中学校特殊学級については各養護学校を通して調査協力を依頼した。

#### 4. 調査用紙の回収

調査回収は養護学校573校中250校であった（回収率43%）。中学校特殊学級は協力校80校から回答があった（計330校）。回答学校は全国に分布していた。



### IV. 結果

#### 1. 社会的トラブルの実態と全体傾向

##### 1) 回答学校の特徴

回答学校の種別は以下のものであった。全員通学の養護学校が182校と約半数であり、寄宿舎制あるいは施設併設の養護学校が64校、中学校特殊学級が80校であった。

##### 2) 回答事例の数の特徴

回答事例の全体結果を図1に示した。図1 回答事例のトラブル種類別頻度

今回の調査では「教員や学校が対応したトラブル事例」のうち、教員が学校が支援に困難さを感じた事例について回答してもらった一番多かったものが「社会的逸脱行動」238件、ついで「性的トラブル」154件、「恐喝・金銭トラブル」75件、「家出・失踪」69件「暴行」68件「消費者トラブル」33件「不審者」30件であった。得られた調査では、被害事例に加え加害を疑われた事例も報告されていたが、以下の結果では、トラブル背景を分析できた被害事例を中心に述べていくことにする。

#### 2. 社会的トラブルの各論—被害事例の特徴と支援の実際

##### 1) 性的トラブルに関する被害事例をめぐって

###### (1) 多くの子供達が性的トラブルに合っている

2005年5月の毎日子供新聞によると、「中学生以下の子供が性被害にあった強姦・強制わいせつ事件（未遂も含む）が警察に届け出があっただけで昨年度の1年間で2600件を越えている。これは1994年の1530件より7割も増えている」とある。このように、現代の子供達は約20年前に比べ何らかの性的トラブルに巻き込まれる可能性が非常に高くなっている。知的障害児・者の性被害総数調査は行われていないが、社会状況と同様に増加していると考える。また、想像されることではあるが、被害を受けるのは圧倒的に女子

児童・生徒が多い。

(2) 被害事例の特徴について

今回の調査で性的トラブルの被害事例は、男女を合わせ62ケースであった。これらの事例を被害の特徴から、以下の5類にわけ分析を行った

- ①身体を触られる。痴漢、変質者からの被害等→24ケース(38.7%)
- ②身内や知人、地域、施設内、就労先等、身近な存在から被害等  
→18ケース(16.1%)
- ③出会い系サイトに関連するケース、結婚詐欺等深刻な被害等  
→10ケース(16.1%)
- ④家出や結婚詐欺、望まない妊娠等、深刻な被害等  
→9ケース(14.5%)
- ⑤その他の被害(分類不可) →1ケース(1.6%)

学年別に見ると、体を触られるなどの被害は高等部在学中でも多かったが、特に卒業後の被害事例に「深刻な被害」(後述)があがっていた。性被害の事例について、被害特徴別に「トラブル回数」「親の協力度」および「解決したかどうか」「現代はどうしているか」など、事例の背景について検討した。

身体を触られた等のケース  
この被害の主な事例は、以下のようであった。

事例；下校途中に性的いたづらを受ける。知らない男性から下腹部を見られた。他

事例；軽度の女子高校1年生が登校時に身体を触られ追いかけられた。保護者は積極的に係機関相談に行った。対応としては、警察に巡回をお願いした。また学校では登下校時における注意事項を定期的に指導したり、教師が巡回指導をしている。・犯人は逮捕されていないため、解決の評価は不十分である。

被害を受けた生徒は、「このトラブルが初回でありその後は被害にあっていない」という事例が62.5%であり被害が繰り返されなかった例が多かったが、しかし、複数回被害にあってしまった例も見受けられ、ここでも深刻さが伺われた。被害の解決には保護者の協力が不可欠であるが、本調査では多くの親が学校と連携し早期の解決に向けて共同で動いていたことが明らかであった。

被害が解決されたかどうかについては、多くは解決したとされていたが、未解決な事例も25%に達していた。また、解決したと言う事例の中にも、加害者は不明という事例もあった。街中での突発的な事態で起こり加害者が特定できないと言うケースも多く報告されていた。

被害生徒が被害を受けたあとに、どのような生活になったかについても質問した。多くは元の生活に戻ったと回答されたが、4.1%で他の入所施設などの機関に移らざるを得なかった例も見られた。未回答数も多く、その後の生活の把握が不明な例もあった。

以上のように、「身体を触られる等の被害」に分類された被害事例は、痴漢的行為が多く、登下校中に被害に遭っているケースが多かった。被害を初めて受けるケースも多く、保護者が積極的に関係機関に相談をしている。また、保護者が自ら下校時に巡回をするなど登下校中の痴漢的行為に対しての自衛的対応策も見られた。教師の「この事例に解決に満足しているかどうか」の自己評価については、不満足という回答も少なくなかった。これはやはり、被害生徒への対応は一応なされたものの、加害者が特定されず、社会的に解決されたとは言えないという点に対する課題を示すものであると考える。中には、犯人が把握されない場合でも「解決方法に満足」と評価した事例もあった。この事例は、被害事件後に、警察や学校側が登下校時の見回りなどを行うなどをしたなど、事後対応の方策を評価したものであった。しかし多くの教員は、生徒が登下校時に痴漢等のトラブルに遭うのではないかと心配している不安をもっていることも複数意見見られた。このようなケース事例の解決法として学校でなにができるか、という質問に対しては、「性教育の充実」や「関係機関との積極的な連携」が上げられていた。ケース事例の中には、具体的に「警察のパトロールの実施」や「学校の登下校指導の実施」が行われている事例が少なくなかった。見回りなど地域住民の協力を得ながら安全な地域作りを求めている意見が出されていた。また、保護者に対しても啓発活動の必要性が記入されていた。今後、学校として保護者や関係機関と積極的に連携した、地域ぐるみの対応を検討していくことが望まれていた。

#### 身近な存在からの被害事例

この被害の主な事例は、以下のようであった。

事例；・義理の父親からの性的いたずら。・家族（知的障害）からの性的悪戯。 ・知り合いや地域の人からの性的暴行。
--

被害を受けた生徒は、「トラブル初回」61.1%であり被害が繰り返されなかった例が多かった。しかし、3回目以上という複数回被害にあってしまった例も見受けられた。身近な人からの被害であり、学校が把握しているより被害の実態はより深刻であることが推測された。

この被害の場合、保護者が対応不可能のケースが多くあり解決のために学校との協力・連携を取ることが難しい問題があった。こうした場合の対応について、学校以外の関係機関と連動し対処するという回答が多かった。被害について学校が把握した場合は、多くの場合解決していたことがわかる。しかし、未解決

の事例も少なくなかった。

その後の被害生徒の生活状況については、「元の生活に戻った」例が多いが、身近な人が加害者であるために、解決後には入所施設に移行する例が多かった。約3割が入所や引っ越しなど生活の場の移動している。

以上のような結果から、身内からの被害で、繰り返し被害を受けているケースは、加害者が身内や近い存在のため、密室の場合が多いであろう。こうした被害事例では、生徒本人からは他者に被害を相談することは困難な状況がある。学校として可能な予防的あるいは解決的アプローチとしては、「日頃から個別指導相談の充実」をしていくことであるとす意見が上げられていた。

本調査での事例には、保護者や兄妹から性的な侵害行為があったというケースもあった。特に家庭内での被害の場合、質問項目「いまどうしている？」では被害生徒をこのような状況から離すために入所等の措置が取られることが多いのであろう。本来であれば、自宅や地域で生活が続けられることが望ましいので、可能な限り、精神的サポートや一定期間後に地域生活に戻れるようなシステムの存在を希望する。今後も、教育機関が学校以外の関係機関とも積極的に関わり、早期に解決する仕組み作りを検討していくことが必要だということであろう。

出会い系サイトに関連した被害

この被害の主な事例は、以下のようであった。

事例；・出会い系サイトで知り合った男性と性的関係を持った。・出会い系サイトを利用したメールのやりとりの内容が問題。・出会い系で知り合った男性と家出。

被害を受けた生徒は、「トラブル初回」は40%であり、「被害経験が2回目、3回目」という事例が多く見られたのがこの被害類型の特徴であった。

この被害の場合、保護者は協力的であるケースが多かった。一方、「無関心」との回答も少なくなかった。被害の解決を見ると、事例の70%が解決をしている。未解決事例も20%と少なくなかった。その後の被害生徒の生活状況については、「元に生活に戻った」ものがほとんどであったが、中には事例数は少ないが、出会い系サイトで知り合った男性との性交渉や家出等のトラブルに発展しているケースもあり、深刻な事態も報告されていた。

以上のような結果から、出会い系サイトを行ったきっかけとして、「男性と付き合いたい、周りに友だちがいなくて寂しいから」と複数の事例があることがわかった。「解決のためには何が必要か」という問いに、教員の多くが知的障害のある人たちの仲間づくりの必要性が述べられているのも、このような背景を指摘したものであろう。具体的な実践として、青年学級等のネットワーク

の充実が上げられていた。

現代では携帯電話は必要不可欠な道具となっており、知的障害のある生徒にとってもそれは同様であり、出会い系サイトや援助交際の問題など現代の社会問題も、彼らのトラブル課題として存在する。学校教育としては何を準備することが必要であろうか。生徒たちに携帯電話の使用法や不必要なサイトへのアクセスをしないこと、そこで起こるリスクについて十分伝えること、リスクや被害に会わないために使用マニュアルを指導することなどが必要であろう。特に、携帯電話による不特定多数の異性とのアクセスが引き起こすトラブルなどを具体的に教えていくは重要である。また、未成年者にはアダルトサイト等へのアクセスができないようなシステムも検討すべきではないか考えるが、課題でもある。今後とも青年学級や働く障害のある人が集える場等の充実を図りながら日常的な人間関係を豊かにすることで、「友達が欲しいから等の理由で、出会い系サイトに安易に電話をする生徒たち」を少しでも減らしていく。

より深刻な被害等の事例について

調査によりあげられた事例の中で、より深刻であった事例をここで述べることにする。この被害の主な事例は、以下のようであった。

事例； ・望まない妊娠。 ・相手の男性宅での長期にわたっての生活。 ・知り合った男性に売春を強制される。 ・結婚詐欺にあい、家の預金も渡してしまう。

被害を受けた生徒は、「トラブル初回」はなく、「被害経験が2回目、3回目」および「長期にわたり被害状態が継続している」とい回答がほとんどであった。長期にわたること事態が深刻さをもっていた。

この被害の場合、被害状況が深刻な事態もかわらず、保護者の協力が取られていない場合が多くを占めた。さまざまな理由や背景があるが、なぜ保護者の協力が得られなかったのか、保護者の視点からも要件をさらに分析し検討する必要があった。被害の解決を見ると、未解決事例が44%と他のトラブルに比べて未解決率が高かった。継続状態が長期にわたっており解決の糸口を見いだせないでいる、という回答も少なくなかった。

その後の被害生徒の生活状況については、「元に生活に戻った」事例は11%と少なく、入所施設への移行、あるいは家出等の深刻なケースがあがっていた。

以上のような結果から、深刻な被害ケースの中には生活全般に関わることも多いことがわかった。保護者も教員も解決の糸口が見えず困っているが、なすすべがないという事例も少なくなかった。家出中の事例もあり、解決には関係機関との連携が不可欠であり、事例によっては警察機関との連携や介入により解決していたものもあった。生徒ら本人にとっても、早期に問題を発見し解決方法を探っていく必要があり、支援、保護、即対応できる体制づくりが求められ

るところである。今後、学校での性トラブルに対する対処方法や性教育の充実、関係機関との連携、学校内キーパーソンの養成なども検討していくことが課題となろう。

#### (4) 性的被害と知的障害について

性被害は、その実態が表面化することが少なく、知的障害のある人達の被害についても同様と考えている。性的被害が公になりづらい理由は、以下のような3つの沈黙のためだと言われている。

加害者は被害者に対して、トラブルを口止めしたり、暴力等で服従を強いる等が「加害者が強いる沈黙」である。被害者は自分が受けた性的な被害を、恥ずかしさや人に知られたくないと隠してしまう。また、何が起きているのかわからなかったり、身内の人間の行為を告白できない等が「被害者が強いられる沈黙」である。

また、性的被害者に対する心ない批判や無理解、偏見等から「社会が強いる沈黙」もある。今回の調査の性的被害の対象は、学齢期と養護学校卒業後間もない生徒達である。精神的にも肉体的にもまだ未発達さがある学齢期の知的障害のある人にとって、身体的苦痛や精神的苦痛等、直接的な影響はもちろんのこと、生活の場の移動など2次的な被害にも目を向けていく必要がある。

また、深刻な性的被害は身近な人から受けるケースが多い。被害は見知らぬ人から受けるのではというイメージがあるが、実際には室内や昼間でも起きている。日頃から生徒の小さな変化やつぶやきを見逃さないようにしていくことが大事である。

今回の性的被害の62ケースは、実際に被害を受けた数から見れば、氷山の一角ではないかと考える。それは前述の3つの沈黙に関わる点や知的障害者・児の特性についても関わりがある(野沢、2004)。

障害者は受けたとしても、その記憶や感情をきちんと整理してうまく第三者に伝えられない場合がある。

①被害が起こったときに正確に表すことが困難な場合。

②被害に遭っている現状が理解できない場合。

③加害者が親だったり身内に近い存在であれば、日頃障害者を援護する立場の人に何も言えない、と言う場合。

④被害を訴えても警察や関係期間が知的障害のある人の証言を証拠として受け入れない、また、対応の仕方がわからない場合。

#### (5) 学校関係者ができることー未然予防の為に

調査により得られた事例には未解決事件も多いが、それであったも、保護者や学校関係者等は解決に向けて積極的に事件に関与していたことがわかった。地域社会の安全のキーパーソンや関係機関との連携を求め、解決に導いたり探



り出そうとしている姿が浮かんできた。特に、学校内の動きとしては、一人一人の実態にあった生徒指導と性教育等による学習を積み上げていき、学校が関係機関との窓口になり、犯罪を未然に防ぐネットワークを構築していく必要性が読み取れた。そのためには一つに警察等の専門機関との連携をあげられると思われた。安全の社会資源・機関と連携を基礎に地域や生徒を取り巻く生活環境を、犯罪が発生しにくい「見守りの地域」にしていくことが望ましい。

また、犯罪が起こってしまった時のためにも、知的障害を理解してもらうための方策が必要である。日頃から、登下校児に利用する駅やバスの運転手さんや近所のコンビニの店員さんなどに、何かあればすぐに学校に連絡をいただけるようお願いしておくべきだろう。その際、学校の連絡先はもちろん、簡単な知的障害者の理解パンフやコミュニケーションボードなどを活用すれば良いと思う。

深刻なケースに対しては、警察等の関係機関との連携が行われている。学校側や対応する教員は、すぐ対応が必要なケースや警察の関与が必要な場合の最低限の知識を持ち合わせておくべきである。そのためにも、学校が率先して研修会や講習会を開催するべきであろう。

その他、学校教育に望まれている点は、調査の中でも多くの意見があったように「性に関する教育機会の充実」が多く上げられている。

現在各養護学校等で実施されている性に関する教育機会は多種多様である。その中で性被害、加害の学習の重要な視点として「被害者からの立場を学ぶ」をあげる。被害を徹底して学ぶことができれば、そこから加害へと向かうことも少なくなると考えられる。少なくとも、自分の身に置き換えることができれば、安易に加害に走らなくなるのではないかと考える。もちろん、トラブルに巻き込まれそうになる時や被害を受けそうな時に、きちんと対処できる方法を学ばせることも大切である。それらのトラブルに対して「イヤ!」とはっきりと言えるような指導を行っていきたい。自分を大切にすること、そのことは他人を大切にすることにつながると言う観点を基本として指導・支援を行いたいと考える。

まとめにかえて

近年、地域で安心して暮らしていけるためのネットワークづくりが進んできている。各地で関係機関を巻き込んだ各地での安全ネットが活発に展開されている。パンフの作成、配布や地域での活動を進めている中、次は学校ができることを真摯に考え実施していくべきであると思われた。学校において、生徒たちに提供できる「被害予防、加害予防教育の機会」を検討し充実を図ることが大切であろう。また、障害のある人を支援する一機関として地域での役割を担

っていく意識を持つことが必要である。また、教員は在学中の生徒や卒業生のキーパーソンになっていることも多い。何からの兆候や変化が合った時に、身近にいるキーパーソンが相談に乗り、支援することができる状況やシステムがあれば、トラブル自体の総数を減らすことも可能である、と考える。

いずれにしても学校は、関係機関との積極的な連携を進めていく姿勢を持ちたい。具体的な授業では生徒にわかりやすいロールプレイ等の実施を関係機関や地域住民と連携して行っていく等、今できることを着実に積み重ねていきたい。今後全国から寄せられた事例を元にした意見、教訓を、現場に活かしていく実践が必要である。

### 3) 消費トラブルに関する事例をめぐって

消費トラブルに関する事例は31件。29件は被害、2件はどちらとも言えないという回答であった。

#### 事例の内容

消費トラブルのうち、被害として出された事例は以下の通りである（リピーターもいるので、事例と件数は一致しない）。

#### (2) 具体的な事例から

以下、消費トラブルの事例を示した。

#### デパート商法

事例：20代女性、手帳所持、軽度。企業で就労している。デパート商法で高額な宝石を購入させられる。本人が職安に相談に行き職安から学校、消費者センターなどに連絡をして「弁償金」を支払って和解し解決した。

事例；20代男性、手帳所持、軽度。企業で就労している。デパート商法で絵画、宝石、礼服、家電製品を購入させられた。職場から学校に連絡があり本人と教員と生活支援ワーカー3人で消費者センターと弁護士事務所に行き法的に自己破産をし和解した。

#### キャッチセールス

事例；20代女性、手帳所持、軽度。企業で就労している。デパート商法・キャッチセールスで宝石、会員権等を購入し総額700万円の債務を負った。職場と家庭からの訴えで学校が知り本人と職場の上司と学校の教員とで法律事務所と消費者センターへいき自己破産をして和解した。

事例；20代男性、手帳所持軽度、リピーターで3回目。企業就労している。当選はがきによる勧誘から始まり販売員からの強制的な署名、捺印、契約は数社におよび総額300万以上となった。学校の教員と消費者センター、無料法律相談所に行き解約に向けて相談している最中であった。

#### ③訪問販売

事例；30代女性。結婚をしている。初めての経験である。手帳所持、軽度。学校時代の担任が休みの日にアフターケアを兼ねて様子を見に行き世間話をしているときに本人から「働きたい」という訴えがあり発見。布団を購入させられていた。本人はどうすればいいか悩んでいた。本人と進路指導主任と親と生活支援センターへ行き業者と和解。

事例；20代女性。手帳所持。軽度。企業に就労している。一人暮らしをしている。高額な浄水器を訪問販売で購入させられる。訪問員は本人が知的障害者と知っていながら強引に販売する。上司と消費者センターへ行きクーリングオフをし和解した。

### (3) 解決するための関係機関

消費者センターに相談している事例が15件であった。また、債務が多額になると法律事務所（無料法律相談所）に相談に行く事例もあった。

警察関係の関与は非常に少ないことがわかった。

### (4) どのように解決の糸口を見つけるか

解決するための手順は相談できる相手（職場の上司、学校時代の教員等）と消費者センター、法律相談所に行き業者と交渉し、支払いを中止する、という方法が多くあげられている。

### (5) 学校がどのように関与したか

学校時代の担任が本人といっしょに消費者センターなどへ行き相談し手続きをしていることが多い。また、消費者センターのみでなく、地域生活支援センターおよび裁判所などもあった。いっしょに相談する場所に行き、今後の具体的な相談を一緒に考えるというケースが目立った。

### (6) 記入者は何を大切にしたいか？（自由記述から）

- ・生活単元学習等でいろいろな事例を解りやすく説明し、困ったときにどうしたら又誰に相談するかを具体的に指導していく

- ・地域の関係機関とのネットワークの充実。地域住民の支援

- ・起こしやすいトラブルについて体系的に対処していく

- ・予想される問題として在学中は指導しているが卒業後はなかなかアフターケアにも限界があると思う企業の担当者と連携して早期に発見し防止に努めたい、本人も相談できる人を見つけない

- ・何かあったら話すことの出来る雰囲気のある家庭、親子間関係が形成できない親なので地域のキーパーソンが必要だと思う、学校では消費者センターの見学やビデオでの視聴やロールプレイングによる疑似体験学習など行ったがなかなかしみこまずトラブルを繰り返している状況である

- ・在学中に悪徳商法に引っかからないための学習はしているが卒業後数年たつ

と忘れてしまうこともある、卒業後この件について学習会を持つなどの必要性を感じる

- ・必要に応じて成年後見制度の紹介を保護者にする

#### (7) 消費トラブルに関するまとめ

消費トラブルはデパート商法、キャッチセールス、訪問販売などが代表的なトラブルであった。解決過程に警察が関与した事例は4/3 2件であった。消費トラブルの場合には、特に警察が入ることでスムーズに解決できたと言うことでもなく相談場所ということであった。

直接に消費トラブルにあった事態に遭遇した事例は少なかった。ほとんどの場合には、本人から支援者に相談があり関係する専門機関に相談に行くというプロセスであった。自己破産をしたケースは3件であった。家庭裁判所へ行き成年後見制度を活用して補助となったケースは1件のみであった。

消費者トラブルでは、何度も繰り返し被害者となっているケースでは成年後見制度を最大限に活用する方が、自己破産するよりも社会生活を営む上で有利であることを広く当事者、家族、支援など関係者に知らせていくことが大切であると思われた。悪質商法における「契約」はそもそも契約自体が無効であり消費者センターも近年積極的に相談に乗ってくれていることが多い。

学校関係者がこれからの学校の教育課程上で大切にしたいという調査項目では、消費者学習、進路学習などがあげられていた。研究調査班としては、消費トラブルの事実を知らせ高等部など直接社会と接点のある学校関係者に消費者被害の実態をストレートに伝えていかなければいけないと思われた。

## V 全体のまとめ

—学校教育における社会的トラブルへの対応及び支援の可能性について—

### 1) 学校教育におけるトラブル対応の実際

養護学校における社会的トラブルの多くは、児童・生徒が地域生活に触れ合う場面の中で、起こる。具体的には、それは、登下校時であり、外出時等の地域生活の中で起こる。こうしたトラブルへの対応は、学校教育における分掌組織の上から、おもに生活指導部と学級担任が対応することになる。

登下校時におけるトラブルへの対応

登下校時におけるトラブルの多くは、迷子とパニック等による他傷・自傷、窃盗等である。特に、迷子については、都市部における養護学校において、公共交通機関を利用しての一人通学等を実施している場合に多く見られる。寄宿舎及びスクールバス等による送迎がある場合は、当然こうしたトラブルに出会うことは少ない。

迷子になる場合は、交通機関の乗り換え等において、通常の通学手順を間違えた場合におこりやすい。また、他傷及び自傷については、通学途上で、事故等による交通機関の渋滞であるとか、他の乗客との接触等による通常と異なる状況が発生した場合に起こりやすい。環境の変化に対応しづらい児童・生徒にとっては、見通しがもてない状況に、大きな不安をおぼえるからである。さらには、通学路の途中に並ぶ商店の店頭から、商品を持ち帰ったり、手にとって食べてしまうなどのトラブルを起こすこともある。これらは、犯罪意識が伴うものではなく、ましてや魔がさしてというものでもない。他人の所有物には手を出さないという社会性が学習されれば自然と消えていくものである。

これらのトラブルへの対応には、校内の生活指導部を中心に学級担任と保護者が対応することになる。通学時における迷子等については、多くの養護学校において一人通学に向けての段階を踏んだ指導がなされており、迷子とわかった時点での初期対応が重要となる。迷子・他傷等の予想される事態は、すでに一人通学の練習段階から指摘されていることが多く、通学時の課題と思われる場所やポイントが、個々の生徒に応じての通過目標となる。そして、この予想される事態は、トラブルが発生した際の搜索及び保護の仕方に影響を与える。各学校は、過去の経験知から、搜索方法はマニュアル化されている場合が多い。また、店頭の商品等を持ち帰った場合などは、保護者とともに該当店舗への謝罪となる。こうしたトラブルを繰り返しながら社会性を身につけていくわけであるが、学校の買い物学習等の授業等で積極的に指導をしていくことも大切である。PTAでは、近隣の商店街にあいさつ回りをし、児童・生徒への理解を深めてもらう努力をしているところも多い。

## 2) 地域生活におけるトラブルへの対応

地域生活におけるトラブルには、外出時における迷子等も見られるが、思春期・青年期におけるストーカー行為や携帯電話等による消費者被害等のトラブルが多い。社会参加の機会が多くなるほどトラブルへの遭遇も多くなる。今回の調査の中でも、深刻な状況を抱えているケースが多く見られる。

在校生のこうしたトラブルへの対応は、やはり生活指導部が中心となって対応することになる。警察との連携も必要となるため、管理職とともに対応することも多い。通学時のトラブルと異なり、地域生活におけるトラブルは社会情勢により、その内容が変化するため、どうしても対症療法的になりやすい。最近見られる消費者被害等は、数多くの被害事例が出てくる中で、対応方法がとられるようになってきた。児童・生徒を取り巻く支援者が予見可能である場合のトラブルと、予想を越えたトラブルの場合では、当然対応に遅れや違いが出てくるものと思われる。

### 3) トラブルへの対応のあり方について

今まで見てきたように、学校教育におけるトラブル対応には、学校生活上の安全管理の視点から、蓄えてきたノウハウや経験知があるため、通学時等の日常起こりうると思われるトラブルへの対応は、的確にできることが多い。一方、社会情勢の変化から新たなトラブルが出てきた場合は、その対応が遅れ、組織的に動くまでに時間を要することが多い。また、組織としての経験がなかったという以上に、そこには、学校社会が地域社会と距離があることも大きく関係している。すなわち、地域社会に開かれた状況ではないため、地域状況の変化が在籍する児童・生徒及び保護者に伝わらないからである。地域の小・中学校では、痴漢等の犯罪情報を把握しているのに、広域の通学区域を持つ養護学校では全く把握していないことも多々見られるのである。

#### 学校教育における今後の支援の可能性

学校の役割は、今後の社会情勢、すなわち特別支援教育及び障害者自立支援法等の法改正を含んだ変革のなかで、改めて問い直されようとしている。障害のある人が豊かな地域生活をするためには、すでに述べてきたように、日々地域の中で確かな支援を受けながら、安心して生活できることが重要となる。そこで、個々の児童・生徒への具体的支援の可能性と、地域におけるネットワーク構築も含めた地域づくりの2つの視点から、今後の学校の役割について考えたい。

#### 児童・生徒に対する具体的な支援の可能性

個別のスキル(行為の仕方)として対応しつつ、集団の学習としても社会性を学ぶ機会とすることができる。以下に、その具体的な内容を示してみた。

#### 通学支援(段階を踏んだていねいな指導)

トラブルに対応したソーシャル・スキル・トレーニング、ソーシャルストーリーズなどを活用した個別指導

社会のルール、マナーなどについての進路学習等による集団内の意見交換

警察・保健所等との連携による授業〈ロールプレイ等を活用して〉

#### 地域づくりに向けた学校の取り組み

これからの可能性として

#### ○保護者に対する支援の可能性

支援者としての学びの場と積極的な地域作り・ネットワーク構築への関与、保護者会及び懇談会等における情報提供、安全ネット、個別の教育支援計画  
安全ネットを含めた重層的なネットワークの構築、個に寄せたていねいでインフォーマルな支援 個別の教育支援計画も含めた取り組みが必要である。

## 発達障害者の消費者被害と消費生活の支援

### —「判断不十分者」への支援からみた課題

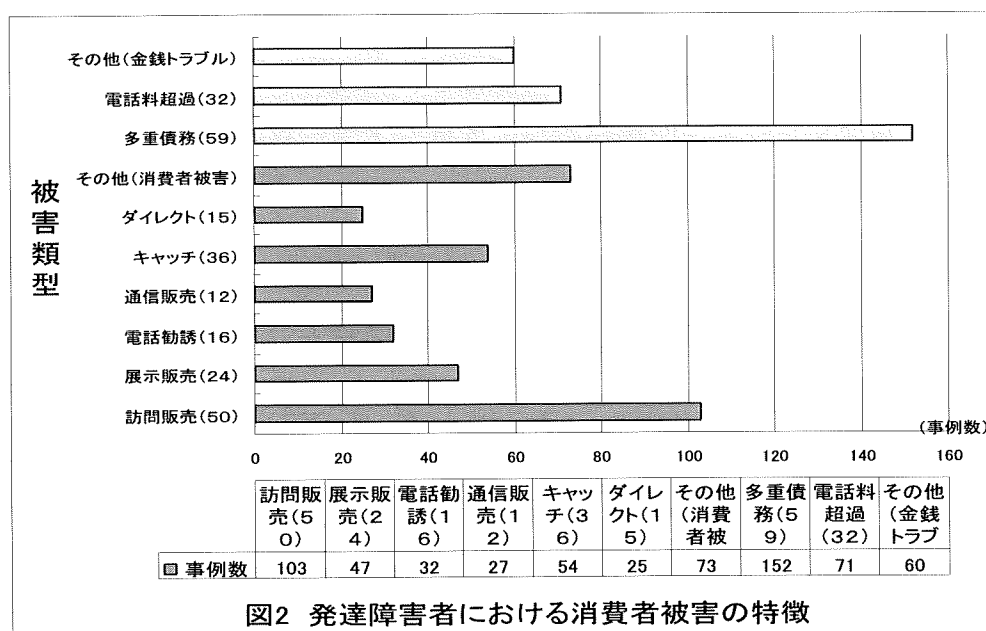
堀江まゆみ

#### 1 はじめに

埼玉県内で認知症の姉妹が悪質リフォーム業者にだまされた事件を契機に高齢者等に対する消費者被害の問題が強く指摘されるようになった。マスコミ報道により衆目の注意を集められたことは、支援が必要な高齢者や知的障害のある人のように、判断力が十分でない消費者の被害実態を顕在化させ支援のあり方を積み上げていくいい機会となった。ここでは筆者らが主に知的障害にある人を中心に進めてきた研究をもとに、判断不十分者における諸問題を報告したい。

#### 2. 判断不十分者—知的障害のある人—における消費者被害とトラブル

佐藤ら（2005）は、地域生活をおくる知的障害者たちの消費者被害の実態を調査し、彼らの生活背景から被害の発生プロセスや予防的アプローチの所在を探った。回答者は生活支援ワーカーであった。



得られた主な特徴は、①購入・契約物品や被害の形態は訪問販売、キャッチ、など多様であり、一般の被害と同様に多くの被害が報告されていた、②トラブルには他者からの被害と自らのアクセスによって生じる被害がある。多重債務などのトラブルも少なからず生じていた、③被害やトラブルを繰り返すリピーターが少なくなく支援に困難を抱えていた、であった。

また被害本人への聞き取り調査も行い、被害やトラブルが発生した生活背景に

についても詳細な分析を行ったところ、事例1、2のような被害実態があがった。この事例を分析して特に悪質リフォーム会社や不動産関係者が関わった事例を取り上げた。これらの結果から判断不十分者の被害に見られるいくつかの課題を指摘してみたい。

＜事例1＞50代前半男性。軽度知的障害。両親が家屋と貯蓄2000万円あまりを残していた。週末には近くの繁華街に遊びに行くなど一人暮らしの在宅生活を楽しんでた。親は近所親戚付き合いなく本人も周りの支援がなかった。あるとき、悪質なリフォーム業者に目をつけられ度重なる詐欺にあい雨戸の修理、下水道工事、風呂工事、白蟻工事、家具のレンタルなど数千万円契約に署名捺印をしてしまう。一人で対処し返済に困りヤミ金に手を出した。結局、家屋も財産も手離さざるを得なくなり自己破産解決。地域生活が継続できず遠方の入所施設に入らざるを得なかった。被害救済の経過には複数の福祉支援者が関わっていたが、業者の契約の不当性を指摘するものがいなかった。

＜事例2＞30代、40代の兄弟いずれも知的障害。中度。両親と暮らしていた。父親が死亡。母親にも軽度の知的障害があったが、15年間近所住民の協力を得て暮らしていた。福祉支援者も住民の協力を感謝していた。母親死亡。兄弟が残された。今後の暮らしを検討する段になってはじめて母親が所有していた土地家屋等の財産のほとんどが搾取されていたことに関係者が気づく。親しくしていた近所住民と不動産関係者が疑わしく弁護士や行政が入るが解決には困難が多々ある。

(佐藤ら、2005)

#### 1) 地域で一人暮らし—支援の少ない状況が狙われる

事例1、2とも一人暮らしや支援の少ない暮らしを狙われていた。事例1は親の残した財産で地域生活を楽しんでた知的障害者が、地域生活の基盤である自宅や生活費をすべて失い地域生活を断念し、地域から離れた入所施設に入らざるを得なくなった例である。彼らが被害にあうことは残りの人生の暮らしを大幅に変更してしまうことでもあるのである。事例2は母子ともに知的障害があり、親切にしていた住民が加害の側にいた。こうした例は少なくない。支援があるように見えても実は搾取に対しては無防備であった例である。彼らを「一人」にしないセーフティネットが是非とも必要である。

#### 2) 被害認識を持ちにくい—プライドとの葛藤も

判断不十分者の被害事実は表面化しにくい。被害者本人がだまされたという被害認識を持ちにくいからである。「話を聞いてくれるいい人」「いい買い物をした」と思い「だまされた」という認識をもてない人も多い。また一方で、特に軽度障害の人の中には、被害にうすうす気づきながらも被害と認めたくない



という背景心理もある。「気に入って」購入したが、本来の価格は購入額よりもかなり低いことに後日気がついた、という例である（絵画等）。しかし支援者は彼らの自尊心を尊重し頭ごなしに被害と決めつけない。「彼らのプライド」をひしひしと感じるからである。被害救済と本人本位の支援との「せめぎあい」、これも判断不十分者支援として重要な点であろう。

### 3) 被害者本人とともに解決をはかるーリピーター問題

「同じ訪問販売の被害に何度も遭う」という人たちがいる。原因の一つに、親や周囲の支援者が本人不在のまま解決してしまうために、本人が被害事実を理解したり被害認識をもつ機会を失い、結果、同じ被害やトラブルを繰り返し経験してしまうことがあげられる。最初から本人を判断不十分者として扱い事実から遠ざけてしまい、支援者や親のみが交渉し弁済してしまうことは、リピーターを生み出す悪循環でもある。特に知的障害者は失敗体験や実体験の中で学習していく。救済過程に本人を参加させることが重要である。

### 4) 身近な親兄弟、支援者が加害者に

判断不十分者の場合は事例2のように身近な協力者や親兄弟が加害者である場合も多い。サラ金事例で見ると、実の父親や同僚が本人をだまし本人名義で契約し返済も本人の給料からした。本人はこれを機会にさらに借財を重ね、多重債務に陥ってしまった。背景には「従順さ」あるいは希薄な人間関係のゆえに同僚などからの甘い誘いに乗りやすい心理が見えてくる。周囲の人間関係を尊重しながらも「だまされることがある」ことが理解できるような、事前のアプローチが求められている。ワークショップの項で紹介する。

### 5) 成年後見制度と見守り

事例1, 2も成年後見制度を利用していれば防ぐことができた例である。しかし、現実的には、主として費用の問題、成年後見人として適格な人が容易に見つからないという問題から、成年後見制度が利用されているケースはまだまだ少ない。消費者被害が発覚して初めて、成年後見制度利用の必要性が語られるということが多い。また、判断能力が十分でない人の消費者被害を未然に防ぐ、あるいは被害を早期に発見して対応する、という意味では、日常的な見守りが必要であり、成年後見制度利用の場合には、事実上成年後見事務を日常的に補助する人が存在するか否かが重要なポイントになるし、いわゆる「地域福祉権利擁護事業」が利用されている場合には、担当員が日常的な見守りをやっているかどうか重要なポイントになる。

### 3. 地域社会におけるセーフティネット構築—地域の見守り

では地域での見守りをどう実現するか。筆者らは被害からの早期救済や未然に防ぐための予防的なアプローチとして、一般社会の中に存在する安全の社会資源（警察など）や一般市民が有効に解決に関与してくれることが重要であると考えた（堀江、2004）。地域における「セーフティネット」構築である。

警察や市民に知的障害のある人の行動の特徴やコミュニケーションに関する特徴、被害実態を認識し共有してもらい、ゆるやかな顔の見える権利擁護ネットを作る。全国各地でこうしたネット構築の実践が進められてきた。

まず、知的障害のある人のさまざまな「危険」場面で密接な関係を持つ「警察」にハンドブックを配布し実際に足を運び、話をする中で、知的障害のある人に対する理解（障害の内容・特徴、被害における留意点など）を具体的な形で深めてもらうための働きかけ（啓発・情報共有など）を行い被害救済の新たな連携を形成した。さらに、消防署、病院、コンビニエンスストア、交通機関へと広がり、消費者被害に関しては地域の消費者センター相談員との連携が有効であった。こうした親が関わった地域密着型の権利擁護ネットがあれば、事例1, 2の被害を防ぐことができたかもしれない。

### 4. 消費者被害を防ぐためのパンフレット作成

知的障害・発達障害のある人の消費者被害を早期に発見し救済するためには、周囲の人々が消費者被害やトラブルのSOSサインに早期に気づくことである。知的障害・発達障害のある人は、被害にあったときに必ずしも自ら被害を報告してくれるわけではない。早期に気づくための消費者被害パンフレットを作成して、地域の協力者・弁護士等に配布した（パンフレットは巻末に掲載した）。

### 5. 本人のセルフ・アドボカシーとエンパワメント

被害やトラブル予防として最終的に重要な点は、本人自身によるセルフ・アドボカシーである。知的障害のある人や支援が必要な高齢者の被害が表面化しにくいのは本人が被害を訴えられない状況にあるからであり、救済が後手になり重篤な被害に陥ることも少なくない。知的障害のある人や支援を要する高齢者の個々の特性に応じて、防御力や行動制御力を高めることに向けたエンパワメントと、やはりそれに向けた個別的に適切な支援の模索と確保が必要となるであろう。

そこでセーフティネット構築においては、セルフ・アドボカシー支援をワークショップ(WS)として取りくんできた。

消費者被害WSでは、ロールプレイを通して①「だまされる」（被害認識の経

験)、②契約や解約の理解(知識の学習)、③いらない(拒否経験)、④だれかに相談するなどの経験をする。知的障害者や支援の必要な高齢者がWSで十分なスキルを学習できるとは思えない。むしろWSの「アンカー効果」(本人の記憶に錨のように根を下ろす効果)に期待している。被害の一部をにぎやかに情動体験し、支援者や第三者あるいはピアどうしで被害の実態を語り合う中で、「だまされた」という被害認識を自己覚知し「おかしい」と思う感覚を想起することや、自分の信頼できる相談窓口は誰か事前に確認しておくこと、が大事だと考える。あとで何かがあったとき「ふと思い出す」し誰か

<消費者被害ワークショップ例>

【プログラム1】被害認識の共有・自己覚知

だまされる! ことってあるんだよ

消費者被害事例のロールプレイ

e x. 訪問販売(布団購入)

キャッチセールス(チケット販売)

【プログラム2】解決方法があることを知る

断る! いりません!

被害に遭わないために

(本人参加のロールプレイ) 勧誘を断る、家に入れない、契約書にサインしない、

クーリングオフのはがきを書いてみよう

【プログラム3】自分で守る 困ったら誰に相談する?

どんなことで困っている? 本人を中心に日常のトラブル経験について意見交換

に相談しようとするだけでも効果は十分ある。現在は養護学校や作業所などで実施されている。WSには親や支援者のほかに、消費生活センターの相談員や近所の市民もいっしょに参加する。親や支援者にとっては、地域で起きている消費者被害の実態を知り解決のための知識と方略を得る機会となる。WS参加の相談員や市民にとっては関係機関が相互に連携を模索する場となる。本人を中心においたセーフティネット構築の第一歩にもつながるのである。

## 文献

堀江まゆみ(2004): 地域生活における障害のある人のためのセーフティネット構築およびセルフアドボカシー支援. 2003年度厚生労働科学研究. ほか。  
 佐藤彰一・名川勝・堀江まゆみ(2005): 知的障害者の消費生活トラブルーその実態と法的・生活支援のあり方ー. 国民生活研究, 44(4), 37-59.

## 知的障害・発達障害者の性虐待に関する実態調査および虐待事態における対応と留意に関する検討

堀江まゆみ、野沢和弘

### 1. 目的

地域生活を送る知的障害のある人たちや学校に通う知的障害のある子どもたちが、生活の中で性被害に遭遇している実態を把握し、今後被害にあわないための対策を検討することを目的とした。なお性被害は男女ともに起こるものであるが、今回の調査は特に被害にあいやすいといわれる女兒(女性)について検討を進めた。

### 2. 調査方法

#### 1) 調査対象

千葉県内のI市、M市、F市に在住する知的障害の女兒(女性)を家族にもつ親や家族 および、千葉県内で知的障害児者を支援する福祉スタッフ 合計987名を対象にした。

#### 2) 調査手続きおよび調査内容

調査は質問紙法によった。質問項目は別紙のように30項目からなり、性被害経験の有無および被害内容について問うものであった。配布は郵送および直接手渡しにより行い、回収は郵送により行った。回答用紙を巻末に掲載した。

#### 3) 調査用紙回収

回収は274通(回収率28%)であり、そのうち、回答者は親(93.1%)、兄弟姉妹(3.1%)、その他支援者(3.1%)であった。

### 3. 結果と考察

#### 1) 回答者の子どもの年齢、障害程度、現在の通学(通所場所)

回答者は主に親であり、本調査の対象となった知的障害のある女兒(女性)は小学生から40歳代まで各年齢にわたっており、障害程度も各区分ほぼ同様であった。現在の所属は、通所施設に通う女性が一番多く146名(53.3%)、幼・保・学校期の児童生徒は87名(31.8%)であり、普通学校在籍児34名(12.4%)、養護学校在籍児49名(17.9%)が含まれていた。

#### 2) 性被害経験の実態とその特徴—「自分の子ども」において経験した性被害